



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） …… 1

告 示

- 村営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） …… 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） …… 2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） …… 2
- 都市計画の変更の案の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） …… 3
- 開発行為に関する工事の完了・10件（南部土木事務所） …… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山商工高等学校） …… 6

訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令（教育庁生涯学習振興課） …… 8

教育委員会事項

- 中学生いきいきサポート相談員設置規程 …… 9

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 …… 10

選挙管理委員会事項

- 沖縄県選挙管理委員会委員長の選挙 …… 10
- 沖縄県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 …… 10
- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における当選人 …… 10

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第38号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

中一サポーター

日額 9,300

を

中一サポーター

日額 9,300

中学生いきいきサポート相談員

日額 9,300

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、北大東村長から申請のあった北大東村南振第三地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画について、平成24年7月20日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年8月6日から同月31日まで
- 3 縦覧に供する場所 北大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月19日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人五本の指香舎
- 3 代表者の氏名 阿波根弘子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡伊江村字東江前2300番地4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、文化交流及び災害救援を通じた平和の推進を図る個人及び団体に対して、援農体験及び収穫された作物を災害及び紛争地に寄贈、平和学習、平和ツアー、国内外への活動発信及び戦跡資料の展示に関する事業を行い、恒久的な世界平和の維持に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月18日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人名護市障がい者関係団体協議会
- 3 代表者の氏名 比嘉豪
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県名護市城二丁目16番12号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障がい者本人とその家族の他、親の会、地域活動支援センター、障がい者学童クラブ等障がい者関係団体に対して、地域生活のための相談及び支援、助言や情報交換・地域交流の場の提供、活動支援並びに障がい者福祉のための情報提供及び啓発活動に関する事業を行うと共

に、県内外の特定非営利活動法人とのネットワークを深め、すべての人が安心して楽しく暮らせるまちづくりと地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月19日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人H・U・B研究所
- 3 代表者の氏名 親川修
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市美里一丁目26番49号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び児童やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、日常生活や余暇活動時における介助、支援、調査研究に関する事業を行い、本当の意味で地域に根ざした「バリアフリー」「ユニバーサルデザイン」の創造に貢献し、すべての人々が健やかに自由に暮らせる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年9月19日まで縦覧に供する。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エクシード
- 3 代表者の氏名 堤純一郎
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市松山2丁目1番10号
- 5 定款に記載された目的 本法人は、沖縄県における調和のとれた地域開発と環境保全及び環境事業を振興し、その技術や知識を世界に向けて発信することを主たる目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 石垣市浜崎町、美崎町及び八島町
- 3 縦覧期間 平成24年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び石垣市建設部都市建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画道路を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年8月3日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・3号市場通り線及び3・4・平2号東環状線

- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市平良字東仲宗根及び平良字西仲宗根
- 3 縦覧期間 平成24年8月3日から同月17日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年4月27日 沖縄県指令南土第497号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里3番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字神里1番地 赤嶺文
- 5 検査済証番号 平成24年5月15日 N第330号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月28日 沖縄県指令南土第483号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字潮平634番1及び666番4
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字潮平157番地 株式会社あかり 代表取締役 金城利津可
- 5 検査済証番号 平成24年5月29日 N第331号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年12月6日 沖縄県指令南土第1307号、平成24年5月29日 沖縄県指令南土第666号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂長堂原41番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市三原1丁目4番16号とみはら産業第3マンション202 上原薫
- 5 検査済証番号 平成24年5月29日 N第332号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月17日 沖縄県指令南土第47号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平200番6及び202番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平150番地 中村シズ子
- 5 検査済証番号 平成24年6月8日 N第333号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年3月28日 沖縄県指令南土第482号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長木山原766番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長801番地2 新垣ヨシ子
- 5 検査済証番号 平成24年6月14日 N第334号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年10月25日 沖縄県指令南土第1215号、平成23年1月17日 沖縄県指令南土第37号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市牧志2丁目13番及び13番2
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大阪市中央区城見1丁目2番27号クリスタルタワー27F 株式会社プレサンスコーポレーション 山岸忍、那覇市西1丁目19番7号5階 株式会社ファンスタイル 城間和浩
- 5 検査済証番号 平成24年6月15日 N第335号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年5月19日 沖縄県指令南土第597号、平成24年2月21日 沖縄県指令南土第183号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市字小禄909番1ほか7筆（2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市長 翁長雄志
- 5 検査済証番号 平成24年6月15日 N第336号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月19日 沖縄県指令南土第1083号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯733番2、733番12及び733番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原208番地2 県営屋宜原団地303号 神谷俊治
- 5 検査済証番号 平成24年6月15日 N第337号
- 6 工事完了年月日 平成24年6月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月7日 沖縄県指令南土第127号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字伊覇西大越地原95番1（29街区7）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市壺川2丁目3番地12フレスコア壺川駅前808 株式会社KTA 代表取締役社長 榮野川達也
- 5 検査済証番号 平成24年6月19日 N第338号
- 6 工事完了年月日 平成24年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年8月3日

沖縄県南部土木事務所長 儀 間 真 明

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年10月19日 沖縄県指令南土第1082号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根真和志原755番6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊見城417番地3 H I L L S 運天 I 103号 山城繁彦
- 5 検査済証番号 平成24年6月19日 N第339号
- 6 工事完了年月日 平成24年6月6日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年8月3日

沖縄県立八重山商工高等学校長 友 利 成 寿

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 語学演習装置、マルチメディア実習システム及び情報総合実習装置一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成24年12月21日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立八重山商工高等学校情報教育棟及び管理棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年8月23日（木曜日）から同月31日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後4時まで
- (2) 場所 沖縄県立八重山商工高等学校事務室 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里180番地 電話番号0980-82-3892

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年9月14日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立八重山商工高等学校小会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年8月23日（木曜日）から同月31日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後4時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立八重山商工高等学校事務室

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立八重山商工高等学校
- (2) 所在地 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里180番地 電話番号0980-82-3892

10 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成24年9月13日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立八重山商工高等学校に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
 - ア 日時 平成24年8月23日（木曜日）午後3時

イ 場所 沖縄県立八重山商工高等学校小会議室

- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

12 SUMMARY

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
A language laboratory system set, A multimedia training system and An informational synthesis training system.
- (2) TIME LIMIT OF DELIVERY
December 21, 2012
- (3) BIDDING EXPLANATION MEETING
3:00 p.m. August 23, 2012
- (4) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. September 14, 2012
- (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Yaeyama Commercial and Technical Senior High School Office
180 Maezato Ishigaki City, Okinawa, Japan, 907-0002
Telephone 0980-82-3892

訓 令

沖縄県訓令第44号

沖縄県教育委員会訓令第6号

沖縄県警察本部訓令第20号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年8月3日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 教 育 委 員 会 委 員 長 安 次 嶺 馨
沖 縄 県 警 察 本 部 長 村 田 隆

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第5号・沖縄県教育委員会訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「教育庁生涯学習推進監」を「教育庁生涯学習振興課副参事」に改める。

別表第3中「環境生活部平和・男女共同参画課平和推進班班長」を「環境生活部平和・男女共同参画課男女共同参画班班長」に、「福祉保健部青少年・児童家庭課児童育成班班長」を「福祉保健部青少年・児童家庭課青少年育成班班長」に、「商工労働部雇用対策課雇用対策班班長」を「商工労働部雇用対策課雇用企画班班長」に、「文化観光スポーツ部スポーツ振興課主幹」を「文化観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興班班長」に、「教育庁保健体育課健康体育班主任指導主事」を「教育庁保健体育課健康体育班班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会訓令第7号

中学生いきいきサポート相談員設置規程を次のように定める。

平成24年8月3日

沖縄県教育委員会

委員長 安次 嶺 馨

中学生いきいきサポート相談員設置規程

(設置)

第1条 中学生の不登校及び問題行動の未然防止、早期発見並びに早期解決を図るため、教育事務所に中学生いきいきサポート相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 相談員は、教育事務所の所長（以下「所長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の話し相手、悩み相談に関すること。
- (2) 生徒の不登校や問題行動等に関し、生徒の登校支援、学習支援に関すること。
- (3) 生徒の不登校や問題行動等に関し、所長が必要と認め指示した事項に関すること。

(委嘱)

第4条 相談員は、生徒指導、教育相談等に関し専門的な知識と経験を有する者のうちから所長の推薦により沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。

2 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、教育庁義務教育課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第6条 相談員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第7条 相談員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、所長が別に定める。

- 2 相談員の1日の勤務時間は6時間とする。
- 3 相談員の勤務場所は、所長が別に定める。

(服務)

第8条 相談員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 相談員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 相談員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 4 相談員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務の執行を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 相談員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成24年8月3日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第8号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年8月3日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表豊見城警察署の部上田交番の項を次のように改める。

豊見城中央交番	豊見城市字宜保	豊見城市字上田、字渡嘉敷、字豊見城、字宜保、字真玉橋、字嘉敷、字長堂、字金良、字饒波、字高安、字根差部、字我那覇、字名嘉地、字瀬長、字田頭、字伊良波
---------	---------	--

附 則

この規則は、平成24年8月6日から施行する。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、平成24年7月20日沖縄県選挙管理委員会において、次の者が委員長に選挙された。

平成24年8月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

住所 沖縄県那覇市泉崎2丁目17番地9

氏名 阿波連 本伸

沖縄県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときにおいて、その職務を代理する委員に次の者を指定した。

平成24年8月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連 本伸

住所 沖縄県那覇市楚辺3丁目4番17号

氏名 当山 尚幸

沖縄県選挙管理委員会告示第27号

平成24年8月2日執行の沖縄海区漁業調整委員会委員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成24年8月3日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿 波 連 本 伸

住 所	氏 名
沖縄県那覇市宇栄原2丁目8番10号	山川 義昭
沖縄県糸満市字糸満2432番地の1	玉城 啓時
沖縄県うるま市字赤野668番地	赤嶺 博之
沖縄県沖縄市泡瀬三丁目43番25号	池田 博
沖縄県宮古島市伊良部字前里添606番地12	漢那 一浩
沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客1545番地	名嘉 哲治
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷980番地2F	当真 聡
沖縄県石垣市新栄町17番地の15	上原 亀一
沖縄県糸満市西崎町三丁目118番地	大嵩 博正

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総 務 私 学 課 電 話 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷 〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号</p>
---	---